

高岡市立中田小学校 いじめ防止基本方針

- 1 基本理念
- 2 いじめ防止等の対策
- 3 いじめ対策委員会
- 4 年間計画
- 5 評価と改善

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」

いじめ防止対策推進法第2条一項（平成25年6月28日公布9月29日施行）

令和5年4月

高岡市立中田小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長および人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、市教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの未然防止と認知した際の迅速・適切な対処に取り組む。また、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であるとの認識の下、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの児童にも起こり得るという認識の下、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。
- 児童の主体性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援する。以て、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

① 教職員の共通認識

- ・ 児童間で日常的に発生する些細なトラブルであっても決して軽視することなく、関係児童に事実を見つめさせ、相手の気持ちや適切な気持ちの伝え方を考えさせるなど、仲介者として積極的に関わり、児童自らが解決していけるよう指導する。
- ・ 常に人権に配慮した言動に努める。特に、児童への指導場面では決めつけた言い方をしない。
- ・ 児童はもとより、教職員が気軽に話しかけるなど、安心して相談できる存在になるように心がける。
- ・ ネットに関わる情報は、一見いじめとは無関係と思われても多面的に捉え、いじめにつながる要因が潜んでいないか注意する。

② 児童理解と環境づくり

- ・ 児童理解の深化を促進させ、いじめの未然防止につなげることを目的としたいじめに関する校内研修を行い、教職員自らが人権感覚を磨き、いじめに対する認識を深める。
- ・ 教職員が率先していじめを許さない風土づくりに努め、共感的な人間関係を築く。
- ・ 児童全員と定期的な個人面談を実施し、一人一人のよさや課題の把握に努める。
- ・ 児童と共に活動し、気になる児童への声かけや速やかな面談を行う。
- ・ 児童一人一人の言動に気を配り、温かさの中に厳しさのある指導、毅然とした粘り強い指導を行う教師の姿勢を大切にす。
- ・ 「中田っ子のやくそく3」を基に、基本的な生活習慣と集団のルールの定着を図る。

③ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

7 「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の時間に、命の尊さ、人権尊重、いじめ防止に関する具体的事例を資料として、いじめ問題を考え、議論する時間を設ける。

- ・ 植物や動物を育てる活動を大切にする。
- ・ 学級の実態に即してソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わる力、コミュニケーションの能力を育てる。

イ 児童が主体となる取組の充実

- ・ ブラッシュアップタイムやなかよし清掃等の異学年による交流活動を重視し、教え合う関わりを通して自己有用感を高める。
- ・ 児童会（運営委員会）を核とした、挨拶運動を推進し、望ましい相互の関係づくりに努める。また、あったか言葉（感謝、励まし、ねぎらい、称賛等）を奨励するとともに、ボランティア活動に積極的に取り組む。
- ・ 学級や学年、児童会の自治的活動を推進し、自分たちの学校生活を自分たちの力で変えていく意識を醸成することで、自己有用感や責任ある行動ができるようにする。

④ 家庭や地域等との連携

- ・ いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- ・ 保護者との信頼関係づくりに努め、日常的な情報交換を心がける。
- ・ P T A、自治会および校区の中学校と連携し、挨拶運動を実施する。
- ・ 保護者に、家庭におけるいじめの未然防止や早期発見に関する資料を配付する。
- ・ ネットいじめを防止するため、学習専用端末やスマートフォン、通信型ゲーム機等の利用実態を把握し、適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進める。
- ・ P T Aと連携しながら保護者に向けてネットいじめ防止のための啓蒙活動を展開する。
- ・ 専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携し、気になる児童への効果的な支援を行う。
- ・ 家庭環境の課題には、早期に主任児童委員、児童相談所、行政機関等と協力し支援に当たる。場合によっては、警察も含め関係機関に介入を要請する。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- 「好意から行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった」「軽い言葉で傷付けてしまったもののすぐに謝って良好な関係を再び築くことができた」場合であっても、いじめの定義には該当する（明らかにいじめの要素はある）と認識した上で「いじめ」という言葉を使わない指導を行う。
 - ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく、積極的に関わり、状況を的確に把握する。
 - 日常起きる児童間のもめごとやけんかには、関係する児童から教員が丁寧に事情を聴取し、仲裁者として適切に介入する。また、担任が一人で抱えることのないよう、情報収集の段階からチームを編制し対応する。
 - いじめの兆候や事実を把握した場合、速やかに当該学級（状況により学年、全校）児童に対し、無記名アンケートを実施し、実名の挙がった児童への面談を通して、事実やその背景の把握に努める。
- #### ① 日常的な観察
- ・ 始業前や休み時間、放課後には、児童と共に過ごす時間の確保に努める。授業時は、担任（教科担当者）が早めに教室等へ行く。
 - ・ 児童との雑談や授業中の様子等から、情報を集め、教職員間での共有に努める。また、迅速な報告・連絡・相談・確認に努める。

② アンケート調査

- ・ 学期に1回程度、「学校生活を見つめて（アンケート）」を実施し、児童に学校生活の中で心が温かくなったことと気にかかることやいやだったことを書かせながら児童の様子を観察する。気になる記述内容は速やかに面談を実施するとともに管理職まで報告し、必要に応じ保護者と連携しながら対処する。
- ・ 年間2回程度、いじめについての無記名アンケートを実施し、いじめについての情報を積極的に収集し、教職員間での共有しながらチームとして解消に向けて対応する。
- ・ 7月、12月、2月に実施する「〇学期を元気に過ごしましたか（学校評価に係る児童アンケート）」の回答内容及び7月12月に実施する「よりよい学校づくりを目指して（学校評価に係る保護者アンケート）」の回答内容を併せて、全員の個別面談に活用する。

③ 教育相談

- ・ 全教職員が児童への声かけを日常的に行うことによって、児童が何でも相談できる環境づくりに努める。
- ・ 児童全員へ定期的な個人面談を実施する。（年3回）
- ・ 保護者や地域からの情報を得るため担任はもとより、校長・教頭は、常に相談の窓口となる。
- ・ 児童並びに保護者に対して、公的機関等の様々な「いじめ相談窓口」を周知する。
- ・ 児童や保護者が、心の教室相談等やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと気軽に相談できるようコーディネートに努める。

(3) いじめの対応

- いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童等の安全を確保し、いじめ対策委員会において組織的な対応を行う。

- 必要に応じて市教育委員会や関係機関等と連携して対応する。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 児童や保護者からのいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ対策委員会に報告するとともに全教職員で情報を共有する。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡し、解消に向けての協力を依頼する。
- ・ 傷害や器物損壊等の犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、躊躇なく警察に相談または通報し、連携して対応する。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等を緊急要請し、連携のもと、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・ いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整える。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会並びに警察に相談し、連携した対応をとる。

(4) いじめの再発防止

- 同じ児童が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐ。
- 事案について検証し、同様の事案が発生しないために全教職員による臨時研修会を実施するなどの必要な対策を講じる。

① いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

・ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとする。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

② 児童の見守り

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ関係児童個人に対してならびに集団全体に対して必要な指導を行う。
- ・ 児童の変化を定期的に確認・検証するとともに、保護者との連携（相談）を継続し、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続する。

③ 再発防止の取組

- ・ お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努める。
- ・ 道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

◎ なお、いじめの未然防止から再発防止にいたる各段階における対応の詳細については、別に作成した「中田小学校危機対応の手引き」の関連項を参照する。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※ 必要に応じて、PTA会長、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、修正
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・いじめ対策委員会設置 ・校内研修（いじめ対応に関する共通理解）	10	・いじめについての無記名アンケートの実施 ・いじめ対策委員会開催
5	・いじめ対策委員会開催 ・児童会による挨拶活動 ・主任児童委員との情報交換会 ・いじめについての無記名アンケートの実施	11	・いじめ対策委員会開催 ・児童会によるいじめ防止週間 ・「学校生活を見つめて」実施 ・教育相談の実施（全員面接）
6	・いじめ対策委員会開催 ・児童会による挨拶活動 ・「学校生活を見つめて」実施 ・教育相談の実施（全員面接）	12	・いじめ対策委員会開催 ・学校生活に関するアンケートの実施 ・教育相談（全員面接） ・保護者による学校評価の実施
7	・学校生活に関するアンケートの実施 ・教育相談（全員面接） ・保護者による学校評価の実施	1	・いじめ対策委員会開催
8	・児童理解、いじめに関する校内研修会（事例研究）	2	・いじめ対策委員会開催 ・学校生活に関するアンケートの実施 ・「学校生活を見つめて」実施 ・教育相談の実施（全員面接）
9	・いじめ対策委員会開催 ・児童会による挨拶活動 ・情報機器に関する実態調査	3	・学校評価の結果集計、考察 ・いじめ対策委員会開催 ・全教職員による基本方針見直し

5 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行う。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・ この基本方針に基づく具体的取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、毎年度末に全教職員によって内容の確認を行う。